

令和6年8月20日

公 告

防衛省陸上自衛隊
中部方面総監部人事部厚生課長

陸上自衛隊大津駐屯地、陸上自衛隊今津駐屯地及び陸上自衛隊あいば野演習場しょう舎における売店の設置及び経営を行う業者について、次のとおり募集します。

記

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 業者説明会に参加すること。
- (3) 国有財産の使用許可期間内において、大津駐屯地及び今津駐屯地の2ヶ所並びに、あいば野演習場今津しょう舎及びあいば野演習場大供しょう舎の2ヶ所に売店の設置及び経営ができること。（合計4ヶ所）
- (4) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (5) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者では、ないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し若しくは関与している者では、ないこと。

- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者では、ないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者では、ないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者では、ないこと。

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可による。

3 公募業種、公募数及び設置場所等

業種	公募業者数	駐屯地名	所在地
物品等販売 (コンビニ等)	1	大津駐屯地	〒520-0002 滋賀県大津市際川1丁目-1-1
		今津駐屯地	〒520-1621 滋賀県高島市今津町今津平郷 国有地
		あいば野演習場今津しょう舎	〒520-1611 滋賀県高島市今津町弘川1703
		あいば野演習場大供しょう舎	〒520-1621 滋賀県高島市今津町今津

※ 2ヶ所の駐屯地及び2ヶ所の演習場しょう舎に同じ募業者が別に示す期間等にそれぞれ同時に売店等を設置及び経営ができることを条件とする。

4 募集期間等

(1) 募集要領・仕様書の配布期間

令和6年8月20日(火) 午前9時から

令和6年9月2日(月) 正午まで

(ただし、土曜・日曜・祝日を除く。)

(2) 配布場所

ア 陸上自衛隊伊丹駐屯地 中部方面総監部人事部厚生課

兵庫県伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1

電話072-782-0001(内線2628)

イ 陸上自衛隊大津駐屯地 業務隊厚生科
滋賀県大津市際川1丁目-1-1
電話 077-523-0034 (内線325)

ウ 陸上自衛隊今津駐屯地 業務隊厚生科
滋賀県高島市今津町今津平郷国有地
電話0740-22-2581 (内線325)

※上記のいずれにおいても、同一の募集要領・仕様書を受領できます。

5 公募についての業者説明会

- (1) 日 時 令和6年9月10日(火) 午前9時30分から
- (2) 場 所 陸上自衛隊大津駐屯地 教場1階
- (3) 説明事項 募集要領、仕様書内容の説明
- (4) 携行品 事前配布資料(募集要領、仕様書)、印鑑(認印可)
- (5) 注意事項

ア 本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。

イ 参加希望者は、募集要領 別紙様式第1「業者説明会参加申込書」
によりお申込みください。

申込期限 令和6年9月2日(月) 正午(必着)

6 その他

細部についての内容は、募集要領による。

7 問い合わせ先

兵庫県伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1

陸上自衛隊伊丹駐屯地中部方面総監部人事部厚生課(担当 中平)

電話072-782-0001(内線2628)

FAX 内線2934(交換手による手動切替)